

JFMA共同ブランド「まるごとジャパン」ラベル使用規定

日本ふとん製造協同組合

(目的)

第1条 本規定は、ふとんの品質向上及び適正化を推進し、組合員が一致団結して共同ブランドをもって安全・安心できるふとんを消費者にお届けすることによって、消費者のより高い信頼性を確保し業界の発展に資することを目的とする。

(「まるごとジャパン」ラベル使用基準)

第2条 「まるごとジャパン」ラベル(以下「ラベル」という。)を使用できるふとんは、「まるごとジャパン」品質基準(羽毛ふとん、羊毛ふとん、合繊入り羊毛ふとん、合繊ふとん、綿ふとんの5種類)を満足し、かつ、適正な品質表示を行い日本国内で製造するふとんとする。

2 ラベルを使用できる者は、日本ふとん製造協同組合(以下「JFMA」という。)の組合員とする。

3 ラベルは下げ札ラベルと縫い込みラベルの2種類とし、ラベルには組合名・住所・認定番号を記載して発給するものとする。ラベルは下げ札ラベルと縫い込みラベルの2種類を製品に一体で添付するものとする。

4 ラベルを使用しようとする者は、JFMA宛に様式1「まるごとジャパン」ラベル使用認定申請書に、品質基準を満たす試験成績書等の証明書を添付し、申請するものとする。

5 ラベル使用認定を受けた者は、JFMAが定めたラベル代金を納入し、ラベルの交付を受けるものとする。

6 ラベルの交付を受けた者は、自己の責任のもとにラベルを適正に管理し、認定を受けた製品以外にラベルを使用してはならないものとする。

7 ラベルはいかなる理由があっても譲渡してはならないものとする。

8 ラベルを使用した製品に付いては、ラベルの交付を受けた者がすべての責任を負うものとする。

9 ラベルの意匠を使用する場合は、使用目的・使用する者の名称等を記載した様式2「まるごとジャパン」ラベル意匠使用許可申請書をJFMA宛に提出し、許可を得なければならないものとする。

10 JFMAよりラベルの交付を受けた者が、次に規定するいずれかに該当するに至ったときは、ラベル在庫のすべてを遅滞なくJFMAに返還しなければならないものとする。

- (1) 日本ふとん製造協同組合を脱退したとき
- (2) 事業を廃止したとき
- (3) ラベル使用基準に違反したとき
- (4) 違反に対する調査を妨げたと認められるとき
- (5) ラベルを変造又は模造したとき

(6) その他、日本ふとん製造協同組合が必要であると認めるとき

(品質基準についての確認と調査)

第3条 JFMAは、認定製品（ラベル添付製品）について品質基準の適正を確認するため、必要に応じて試買テスト等を実施するものとする。

2 JFMAは、調査の結果、違反すると認められる場合、及び品質基準を満たさない製品に対して当該認定企業に報告を求めることができるものとする。

3 認定企業は、JFMAから前項の規定に基づく報告を求められた場合、直ちにこれに協力しなければならないものとする。

(違反に対する措置)

第4条 JFMAは、違反に対する事実が究明された場合、当該認定企業に対して、次の措置をとることができるものとする。

(1) ラベル使用認定の取り消し及びラベル交付の停止

(2) 違反行為により直接又は間接的にJFMAに与えた損害に対する賠償請求

(3) 当該認定企業に対して書面をもって警告・勧告することができる。

(4) 始末書の徴収

(5) 違反した認定企業が警告又は勧告に従わない場合、当該認定企業の氏名を公表することができる。

(6) 違反行為により始末書を提出し、再度違反を認められたときは、組合活動の停止又は除名勧告することができる。ただし、その期間はJFMA役員会で決定するものとする。

(7) その他、JFMAが必要であると認めた措置

(その他)

第5条 本規定で定められていない事項については、JFMA役員会で協議し定めるものとする。

(付 則)

制 定 平成20年12月11日

一部改正 平成22年 2月18日